

消防危第 124 号  
令和 5 年 5 月 15 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長  
( 公 印 省 略 )

顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供する AI システムの導入に係る留意事項について  
(通知)

昨今の技術革新やデジタル化の急速な進展から、危険物保安においても新技術の導入により効率的な予防保全を行うなどスマート保安の実現が期待されています。このため、消防庁では令和 3 年度より「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」を開催し、顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油取扱所」という。）における AI 等による給油の許可及び監視（以下「給油許可監視」という。）の支援について検討を行ってきました。今般、同検討会において、給油許可監視の支援を行う AI システムのうち、「セルフ給油取扱所において給油の許可の判断に資する情報を従業員へ提供する AI システム」（以下「情報提供型 AI システム」という。）については、セルフ給油取扱所に導入することについて、差し支えない旨の結論を得るとともに、別添 1 のとおり、令和 4 年度中間報告をとりまとめたところです。

また、石油元売会社においては、セルフ給油取扱所における AI を活用した給油許可監視に関する技術開発が進められており、今般、石油連盟において、別添 2 のとおり、「セルフ SS における AI による給油許可監視の実装に向けた AI システム評価方法等に係るガイドライン Ver. 1」（2023 年 4 月石油連盟給油所技術専門委員会。以下「ガイドライン（Ver. 1）」という。）がとりまとめられたところです。

つきましては、情報提供型 AI システムをセルフ給油取扱所に導入することに係る留意事項について、下記のとおりとりまとめましたので、通知します。引き続き、セルフ給油取扱所における給油許可監視について、適切な運用を図るようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1. AI システムによる給油許可監視の支援について

(1) 情報提供型 AI システムとしてガイドライン (Ver.1) 4 「AI システムの試験方法」又はこれと同等以上の方法により信頼性評価が実施されたものについて、セルフ給油取扱所に導入することは、危険物の規制に関する規則 (昭和 34 年総理府令第 55 号) 第 40 条の 3 の 10 に抵触するものではないこと。

(2) ガイドライン (Ver.1) においては、情報提供型 AI システムを導入するセルフ給油取扱所について、次の要件を満たすことが求められていること。

ア AI システムによる監視の対象となる給油レーンにおいては、停車枠を捉えることができるカメラを設置し、給油を行う顧客及び給油の対象となる車両を監視できること。

イ セルフ給油取扱所の体制は次によること。

(ア) 必ず従業員が給油許可監視を実施する体制が確保されていること。

(イ) AI システムによる監視の対象となる給油レーンを利用する顧客に対し、給油レーンへの標示、ポスターの掲示、固定給油設備の画面表示又は音声案内等の方法により、AI による監視の事実が周知されていること。

(ウ) AI システムが正常な情報を従業員に提供できない状態にあるときは、従業員がその状態を認識し、直ちに AI システムの使用を停止できる体制となっていること。

### 2. 導入時の手続きについて

(1) AI システムの導入に伴って、新たに監視カメラ等の機器を設置するなど、セルフ給油取扱所の位置、構造又は設備に変更を生じるときは、消防法 (昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。) 第 11 条第 1 項に基づく変更許可を要すること。

(2) AI システムを導入したセルフ給油取扱所は、監視カメラ等の機器やそのソフトウェアが相互に密接に関連しつつ一体となってセルフ給油取扱所の施設を構成するものであるため、AI システムの維持管理や更改に伴う監視カメラ等の機器やソフトウェアの変更工事について、「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」(平成 14 年 3 月 29 日付け消防危第 49 号。以下「第 49 号通知」という。) 別添第 3 の No. 116 「セルフ給油所の監視機器・放送機器・分電盤・照明器具」欄の「取替」若しくは「補修」に該当するか又は「改造」に該当するかの別が明確に判断できない場合は、同欄における「○」又は「△」の有無にかかわ

らず、原則として資料の提出等を求めること。

また、第 49 号通知 2 (2) アからエに掲げる要件を踏まえ、当該変更が法第 10 条第 4 項の基準の内容と関係が生じないものであること又は保安上の問題を生じさせないものであることが判断できる場合は、同通知の「軽微な変更工事」として取り扱うこととされたいこと。

ただし、次のアからウに該当する場合は、保安上の問題を生じさせるものではないと考えられることから、資料の提出等を要せずに「軽微な変更工事」として取り扱うこととされたいこと。

ア 監視カメラ等の機器の位置及び構成に変更がないこと。

イ 上記 1 (1) の評価結果が引き続き有効であること。

ウ 上記 1 (2) の要件に係る変更がないこと。

(3) 上記 1 (2) イについては、必要に応じ、予防規程に定めることが望ましいものであること。

(問い合わせ先) 消防庁危険物保安室 担当：千葉、北中、日下、瀬濤、渥美 TEL：03-5253-7524 E-mail：fdma.hoanshitsu@soumu.go.jp
--